

審査基準及び標準処理期間

所属名	健康福祉部 生活衛生課 生活営業担当
内線番号	4761

No.	項目	内容
①	処分名	消毒営業の許可
②	法令名	消毒営業取締条例
③	法令番号	昭和25年京都府条例第3号
④	根拠条項	第3条
⑤	処分権者	知事
⑥	法令の定め	第3条 消毒営業をしようとする者は、知事の認可を受けなければならない。
⑦	審査基準	<p>1 消毒主任者を置くこと。</p> <p>2 消毒所には次の設備をするとともに有害部と無害部とに区分し、その境界は、不浸透質材料をもって、高さ2m以上の隔壁を施し、各別に入出口を設けなければならない。 (1)未消毒品置場 (2)消毒室 (3)既消毒品置場 (4)洗浄所及び浴場 (5)焼却場及び汚水だめ</p> <p>3 未消毒品置場、消毒室、洗浄所及び浴場の地盤並びにこれに通ずる汚水こう、汚水だめは、不浸透質の材料で築造しなければならない。</p> <p>4 汚水こう及び汚水だめには、適当なふたを設け、且つ、汚水だめの周縁は、地盤より15cm以上高くしなければならない。</p> <p>5 未消毒品置場の内壁は、不浸透質の材料で築造し、出入口には、堅牢な錠を施す設備をしなければならない。</p> <p>6 消毒所敷地の周囲にはへいを設け、みだりに、出入りすることを防ぐとともに外部から見通しのできない施設としなければならない。</p> <p>7 消毒所の有害部の各施設は敷地境界から4m以上隔てなければならない。但し、土地所状況及び環境衛生上距離の制限を緩和することができる。</p> <p>8 消毒物件の運搬容器は内側を金属板張りとし、ふたを設け、外側には消毒所の名称を明記すること。</p>
⑧	経由機関名	保健所、京都市
⑨	協議機関名	
⑩	標準処理期間	(⑪合計期間)20日
	経由機関	
	協議機関	
	当該処分期間	20日
⑫	問合せ	生活衛生課生活営業担当(075-414-4761)
⑬	備考	